研修を実施する者		研修の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	ダム管理主任技術者研修

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に、「第八十二条」を「第八十二条の二」に改める。

第十五条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第一項の国土交通大臣が指定する者の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	東京都千代田区二番町四番地五

第十五条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の国土交通大臣が指定する者は、次に掲げる基準に適合すると認められる者でなければならない。

一　職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　登録以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録が不公正になるおそれがないこと。

第十五条に次の一項を加える。

10　第二項の国土交通大臣が指定する講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人ベターリビング	東京都千代田区二番町四番地五	評価員講習会
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	評価員講習会

第一章第二節中第二十三条の次に次の一条を加える。

（指定住宅性能評価機関）

第二十三条の二　指定住宅性能評価機関のうち、民法第三十四条の規定により設立された法人（地方公共団体の認可を受けて設立されたものを除く。）の名称及び住所並びに評価の業務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

指定住宅性能評価機関		
名称	住所	評価の業務を行う事務所の所在地
財団法人ベターリビング	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	一　東京都港区虎ノ門三丁目二番二号第三十森ビル 二　大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号中央大通りＦＮビル
財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号第一天徳ビル
財団法人住宅保証機構	東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館	一　山形県山形市城北町一丁目十二番二十六号 二　山梨県甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設会館四階 三　東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館
財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号ＴＳビル

2　指定住宅性能評価機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所並びに評価の業務を行う事務所の所在地は、国土交通大臣が官報で告示する。

第二章第三節中第五十七条の次に次の一条を加える。

（指定住宅型式性能認定機関）

第五十七条の二　指定住宅型式性能認定機関のうち、民法第三十四条の規定により設立された法人の名称及び住所、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定住宅型式性能認定機関			
名称	住所	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
財団法人ベターリビング	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング	平成十二年八月一日
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	一　東京都港区虎ノ門三丁目二番二号 二　大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号中央大通りＦＮビル	平成十二年八月一日
財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	大阪府大阪市中央区南新町一丁目三番八号ヤマハラビル	平成十二年十月三日